

中東情勢の完全な平和的解決と国民生活を守る

物価高騰対策の強化を求める意見書

令和8年2月28日、アメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃の開始で、多数の民間人が犠牲になるなど極めて深刻な事態が続いていた。これは、武力による威嚇や武力行使を禁じ主権平等の原則を掲げる国際連合憲章を著しく踏みにじるものであり、国際社会の平和と安定を脅かす懸念となっていた。

こうした中で、6月16日には、アメリカとイランによる和平交渉が合意となり一定の見通しがたったが依然として不透明な部分もあることから、日本政府には「法の支配」に基づく国際秩序を重視する立場から、いかなる理由があろうとも民間人を巻き込む武力行使を断じて容認せず、関係各国が外交交渉の場で、対話による完全なる平和的解決に向けて、引き続き、国際社会と連携して粘り強く働きかけることを強く求める。

また、エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国にとって、当該地域における緊張の高まりによる海上輸送の遅延及び停滞状態は、原油価格高騰や供給体制への不安定化から、資材価格の高騰、調達困難、納期遅延等を招き、国民生活と経済活動への深刻な影響をもたらしている。

依然として、中小零細企業や農林業、建設業、医療・福祉サービス等あらゆる分野に大きな影響が出ていることから、政府は電気・ガス料金への支援に加え、事業緊急融資対応や便乗値上げの防止など物価高騰と国民生活を守るための経済対策が必要である。

よって、塩尻市議会は日本政府に対し、事態の重大さに鑑み、これらの課題に対し適切かつ迅速な対応を図るよう、以下の事項について強く要望する。

- 1 現在の中東情勢に関し、日本政府として、早期・確実な戦争終結を国際社会と連携して関係国に強く働きかけること。
- 2 中東情勢の緊迫化に起因するエネルギー価格の高騰及び資材供給不安に対し抜本的かつ即効性のある経済対策を行うこと。
- 3 地方自治体が実施する物価高騰対策に対し、地方創生臨時交付金等を含めた十分な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

塩 尻 市 議 会